

白岡市土地開発基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをし、<u>又はその一部を処分</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て<u>又は処分</u>が行われたときは、基金の額は積立額相当額増加し、<u>又は処分額相当額減少</u>するものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てを<u>を</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立<u>て</u>が行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。</p>